

**改正**

昭和55年10月23日規則第49号  
昭和58年3月3日規則第9号  
昭和59年12月28日規則第57号  
昭和60年11月22日規則第54号  
昭和61年10月21日規則第47号  
昭和62年12月11日規則第47号  
平成元年3月31日規則第25号  
平成2年3月6日規則第2号  
平成2年8月28日規則第33号  
平成3年6月11日規則第34号  
平成4年11月4日規則第59号  
平成5年3月2日規則第6号  
平成6年8月11日規則第48号  
平成7年3月3日規則第5号  
平成8年1月16日規則第3号  
平成8年5月7日規則第52号  
平成8年8月6日規則第70号  
平成10年11月13日規則第64号  
平成11年10月22日規則第67号  
平成12年7月21日規則第136号  
平成12年11月17日規則第150号  
平成14年10月29日規則第55号  
平成17年8月2日規則第78号  
平成21年3月16日規則第5号  
平成22年4月30日規則第30号  
平成23年10月11日規則第44号  
平成25年3月30日規則第27号

令和3年3月26日規則第22号

令和3年3月30日規則第41号

令和5年2月28日規則第3号

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則をここに公布する。

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)

**第1条** 知事は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を、促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに掲げる措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた者であって同条第4項第3号に掲げる措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対して経営等改善資金（次条の表経営等改善資金の項の1から7までの資金に限る。）を貸し付けるものとする。

(沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等)

**第2条** 知事の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、

次の表のとおりとする。

	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
経営	1 操船作業省力化機器等設置資金	1 自動操だ装置の設置費用	500万円（自動操だ装置を設置する場合にあっては	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定を適用する場合には、9年以内とする（据置期間3年以内を含む。）。
	自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	2 遠隔操縦装置の設置費用	1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、サイドスラスタを設置する場合にあっては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円)	
3 サイドスラスタの設置費用				
4 レーダーの設置費用				
5 自動航跡記録装置の設置費用				
6 GPS受信機の設置費用				
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1 動力式つり機の設置費用	500万円（動力式つり機を設置する場合にあっては	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定を適用する場合には、9年以内とする（据置期間1年以内を含む。）。	
動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用	1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき120万円、巻取りウインチを設置する場合にあっては1台につき		
	3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用			
	4 巻取りウインチの設置費用			



<p>補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>		<p>500万円)</p>	<p>法第11条第1項の規定を適用する場合には、9年以内とする（据置期間3年以内を含む。）。</p>
<p>4 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の様式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>	<p>1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>2,500万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円）、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき1,300万円</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定を適用する場合には、9年以内とする（据置期間3年以内を含む。）。</p>
<p>5 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する費用</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 1 養殖施設の設置費用</p>	<p>400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあつてはその団体を構成する</p>	<p>4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定を適用する場合に</p>

<p>入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>用 2 種苗の購入費用又は生産費用 3 餌料の購入費用</p>	<p>個人、その者が会社である場合にあってはその会社) 1人(1社)につき400万円)</p>	<p>においては、5年以内とする(据置期間3年以内を含む。))。</p>
<p>6 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>1 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用  2 1と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 (1) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁</p>	<p>1,200万円</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。))。ただし、促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定を適用する場合においては、12年以内とする(据置期間5年以内を含む。))。</p>

		<p>具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用</p>	
<p>7 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法</p>	<p>2,000万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円）</p>	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定を適用する場合には、12年以内とする（据置期間5年以内を含む。）。</p>

	<p>の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用</p> <p>3 1又は2に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>		
<p>8 乗組員安全機器等設置資金</p>	<p>1 転落防止用手すりの設置費用</p>	<p>150万円（転落防止用手すり又は安全カバー装置を</p>	<p>貸付けの内容欄1から3ま</p>

<p>漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円)</p>	<p>でについては5年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>
<p>9 救命消防設備購入資金  漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金</p>	<p>1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急支援連絡装置</p>	<p>130万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円、小型漁船緊急支援連絡装置を購入する場合にあっては130万円)</p>	<p>貸付けの内容欄1及び2については2年以内、同欄3から5までについては5年以内</p>
<p>10 漁船転覆防止機器等設置資金  漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板下の魚そうの設置費用</p>	<p>150万円（漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚そうを廃しこれに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては100万円)</p>	<p>5年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>
<p>11 漁船衝突防止機器等購入等資金  レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器</p>	<p>1 レーダー反射器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用</p>	<p>120万円（レーダー反射器、無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円)</p>	<p>5年以内</p>

	等の購入又は設置に必要な資金			
	12 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	漁具の標識（灯火付ブイ及びレーダー反射器付ブイ）の購入費用	漁具の標識（灯火付ブイ又はレーダー反射器付ブイ）を購入する場合において、個人にあつては1人につき70万円、団体又は会社にあつては1人につき130万円	5年以内
	13 10ワット無線電話購入等資金 的確な漁業情報を入手し、及び漁船操業の安全を確保するための無線電話の購入又は設置に必要な資金	10ワット無線電話の購入又は設置に必要な費用	45万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
生活改善資金	1 生活合理化設備資金	1 し尿浄化装置又は改良便そのの設置に必要な資材の購入費用	し尿浄化装置又は改良便そのを設置するために必要な資材を購入する場合にあつては30万円	3年以内
	生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	2 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するのに必要な資材を購入する場合にあつては10万円	2年以内
		3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合にあつては10万円	2年以内

<p>2 住居利用方式改善資金</p> <p>家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金</p>	<p>1 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用</p> <p>2 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用</p> <p>3 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用</p> <p>4 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用</p>	<p>150万円（居室、炊事施設、衛生施設、家事室等の既存の家屋内部の改造を行う場合）</p>	<p>7年以内</p>
<p>3 婦人・高齢者活動資金</p> <p>婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は</p>	<p>1 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用</p> <p>2 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）</p>	<p>沿岸漁業の従事者の組織する団体1につき80万円</p>	<p>3年以内</p>

	当該機器等を使用し て行う当該生産活動 に必要な資金			
	1 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	国内研修を受ける場合にあっては、1人につき180万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を超えないものとする。 国外研修を受ける場合にあっては、1人につき100万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。） 5年以内（据置期間1年以内を含む。）
青年漁業者等養成確保資金	2 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費用等）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内
	3 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、青	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するの	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（ただし、	10年以内（据置期間3年以内を含む。）

<p>年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金</p>	<p>必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。）</p>	<p>一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円、漁業共同改善計画の認定を受けた者にあつては5,000万円</p>	
---	---	---	--

（貸付金の合計額の限度）

**第3条** 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び1 促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、5,000万円以内とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額以内とする。

（借受資格）

**第4条** 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有する者は若しくは沿岸漁業従事者たる個人若しくは沿岸漁業従事者たる個人の組織する団体若しくは沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者又は促進事業者であり、貸付けは、これらの者のうち各資金種類ごとに当該資金種類に属する資金内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれる者として沿岸漁業改善資金貸付基準に定めるものに対して行うものとする。

2 前項の借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- (1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。
- (2) その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。
- (3) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

（担保又は保証人）

**第5条** 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1件当たりの貸付金の額又は貸付金の額（既に貸付けを受けた貸付金の償還残額を含む。）の合計額が600万円を超える場合に

あつては、知事が相当と認める担保を提供し、その他の場合にあつては、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。
- 3 申請者が沿岸漁業従事者の組織する団体、認定中小企業者の組織する団体又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあっては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 4 申請者が、所定の連帯保証人を立てることができないと知事が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合には、申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。
- 5 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対し、保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。
- 6 第1項、第4項及び前項の担保は、資金により導入した機械、施設等を優先するものとする。

（貸付資格の認定申請）

**第6条** 申請者は、次の表に定める書類をその者（申請者が認定中小企業者の場合は、当該認定中小企業者が共同して促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等。以下同じ。）の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）を經由して知事に提出するものとする。

資金の種類	認定申請書の名称及び様式	事業計画書の名称及び様式	収支計画書の名称及び様式	償還計画書の名称及び様式	貸付申請書の名称及び様式	提出部数
経営等改善資金	沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（第1号様式）	経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金を除く。）（第2号様式）	収支計画書（第2号様式の2）	償還計画書（第2号様式の3）（新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金の	沿岸漁業改善資金貸付申請書（第7号様式）	正1部 副2部

		<p>経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金）（第3号様式）</p> <p>経営等改善措置に関する計画（資源管理型漁業推進資金）（第3号様式の2）</p> <p>経営等改善措置に関する計画（環境対応型養殖業推進資金）（第3号様式の3）</p>		場合)		
生活改善資金	沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(第1号様式)	<p>生活改善措置に関する計画（生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金）（第4号様式）</p> <p>生活改善措置に関する計画（婦人・高齢者活動資金）（第4号様式の2）</p>			沿岸漁業改善資金貸付申請書(第7号様式)	正1部 副2部
青年漁業者等養成確保資金	沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(第1号様式)	青年漁業者等養成確保措置に関する計画（研修教育資金）（第5号様式）	収支計画書（第2号様式の2）（研修教育資金、	償還計画書(第2号様式の3）（漁業経営開始資金のうち	沿岸漁業改善資金貸付申請書(第7号様式)	正1部 副2部

<p>様式)</p>	<p>青年漁業者等養成確保措置に関する計画（高度経営技術習得資金）（第5号様式の2）          青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金）（漁船漁業を開始する場合）（第6号様式）          青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金）（養殖業を開始する場合）（第6号様式の2）          青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金）（漁船漁業を開始する場合）（第6号様式）</p>	<p>高度経営技術習得資金及び漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く。）</p>	<p>部門経営開始資金を除く資金の場合)</p>		
------------	--	---	--------------------------	--	--

		式の3) 青年漁業者等養成 確保措置に関する 計画（漁業経営開 始資金のうち部門 経営開始資金）（養 殖業を開始する場 合）（第6号様式 の4）				
備考 促進法第14条の特例の場合には促進法第5条第3項に規定する認定農工商等連携事業計画の写しを、六次産業化法第11条の特例の場合には六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画の写しを添付するものとする。						

- 2 漁協は、前項の認定申請書（事業計画書、収支計画書、償還計画書及び貸付申請書を含む。以下同じ。）の提出があったときは、これに意見を付して沖縄県水産海洋技術センターに正副1通を送付するものとする。ただし、申請者の住所地が宮古島市及び宮古郡にあっては沖縄県宮古農林水産振興センターに、石垣市及び八重山郡にあっては沖縄県八重山農林水産振興センターに送付するものとする。
- 3 前項の書類の送付を受けた沖縄県水産海洋技術センター、沖縄県宮古農林水産振興センター及び沖縄県八重山農林水産振興センター（以下「地区担当普及機関」という。）は、貸付けの決定に参考となるべき意見、資料等を添え、正本を知事に送付するものとする。
- 4 知事は、前項の書類の送付を受けたときは、沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）に当該認定申請についての適否に関する意見を求めるものとする。
- 5 運営協議会に関する事項は、知事が別に定めるものとする。
- 6 知事は、申請者がやむを得ない理由により認定申請書を漁協を経由して提出することが困難であると認めるときは、地区担当普及機関に提出させるものとする。

（認定及び貸付けの決定）

**第7条** 知事は、認定申請書の送付を受けたときは、前条第2項の漁協及び同条第3項の地区担当普及機関の意見等並びに同条第4項の運営協議会の意見を参酌して、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当と認めるときに貸付資格の認定及び貸付けの決定を

行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（第8号様式）及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（第9号様式）を申請者に交付するとともに、その旨を当該漁協、第16条に規定する事務委託機関（以下「委託機関」という。）及び地区担当普及機関に通知（第10号様式）するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁協及び地区担当普及機関に通知するものとする。

（借用証書）

**第8条** 申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書（第11号様式）を作成して漁協及び委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、第6条第6項の規定により貸付申請書を地区担当普及機関に提出させたときは、前項の借用証書を委託機関を経由して知事に提出するものとする。

（貸付金の交付）

**第9条** 貸付金の交付は、九州信用漁業協同組合連合会を通じて交付するものとする。

（事業実施報告書等）

**第10条** 借受者は、貸付金の交付後3月以内（漁業経営開始資金にあつては、6月以内）に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

- 2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書（第12号様式）を地区担当普及機関を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、青年漁業者等養成確保資金のうち研修教育資金の借受者にあつては、研修終了（事業実施）報告書（国内研修を受けた場合にあつては第13号様式、国外研修を受けた場合にあつては第13号様式の2）を併せて提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、借受事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

- 4 第2項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件の一に該当する貸付けの条件を付されている者であるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等又はこれらに代わるものとして知事が別に定めるものの写しを事業実施報告書に添付するものとする。

1 機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第9条第3項）
	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第65条の6第4項）
2 船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受けこれに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第9条第1項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第46条）
	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
3 機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）

5 事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者は、その指示に従わなければならない。

（貸付資格認定の取消し）

**第11条** 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書（第14号様式）により借受者に通知するものとする。

（期限前償還）

**第12条** 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらずその者に対し、貸付金の全部又は一部につき期限前償還を命ずることができる。

- （1） 貸付金を貸付けの目的以外に使用し、又は貸付後長期にわたり使用しないとき。
- （2） 虚偽の申請又は報告をし、若しくは故意に事実の報告を怠ったとき。

- (3) 仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (4) 支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- (5) 租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 知事に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 償還金の支払を怠り、又は正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。
- (9) 前8号に掲げる場合のほか、債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(納入の通知)

**第13条** 知事は、償還金、期限前償還金又は違約金等の徴収については、借受者に対し、納入通知書を送付するものとし、その旨を委託機関に通知するものとする。

(支払猶予の申請)

**第14条** 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(第15号様式)に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに漁協及び地区担当普及機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 第6条第6項の規定は、前項の規定による経由について準用する。

(支払猶予の決定)

**第15条** 知事は、前条の規定により沿岸漁業改善資金支払猶予申請書を受理したときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは、直ちに支払猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(第16号様式)を当該申請者に交付するとともに、その旨を漁協、委託機関及び地区担当普及機関に通知(第17号様式)するものとする。

(事務委託機関)

**第16条** 知事は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を九州信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

(報告及び検査)

**第17条** 知事は、必要があると認めるときは、借受者から必要な報告を求め、又は職員をして貸付けに関する事業の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、委託機関から必要な報告を求め、又は職員をして委託した事務に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(雑則)

**第18条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年度分の貸付金から適用する。

**附 則** (昭和55年10月23日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和58年3月3日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、昭和58年1月31日から適用する。

**附 則** (昭和59年12月28日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、昭和59年11月7日から適用する。

**附 則** (昭和60年11月22日規則第54号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられたロランA受信機設置資金の償還期間については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和61年10月21日規則第47号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日前に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられたカラー魚群探知機設置資金の償還期間については、なお、従前の例による。

**附 則** (昭和62年12月11日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年3月31日規則第25号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則** (平成2年3月6日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成2年8月28日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年度第二回分の貸付けから適用する。

**附 則**（平成3年6月11日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成3年度第二回分の貸付けから適用する。

**附 則**（平成4年11月4日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成4年度第3回分の貸付けから適用する。

**附 則**（平成5年3月2日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年8月11日規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられた漁業経営開始資金の償還期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年3月3日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年1月16日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年5月7日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成7年度分の貸付けから適用する。

**附 則**（平成8年8月6日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年11月13日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられた経営等改善資金の貸付け内容及び貸付限度額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年10月22日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられた経営等改善資金の貸付け内容及び貸付限度額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年7月21日規則第136号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられた経営等改善資金の貸付限度額並びに青年漁業者等養成確保資金の貸付限度額及び償還期間等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年11月17日規則第150号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年10月29日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成14年度分の貸付けから適用する。

**附 則**（平成17年8月2日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年3月16日規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

**附 則**（平成22年4月30日規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に、改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条の規定により、同規則第2条の表第4項に係る資金の貸付けを申請している者に対しての貸付限度額は、改正後の同規則第2条の表第4項の規定に関わらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年10月11日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年3月30日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日規則第22号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月30日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 6 条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒 TEL

氏名又は名称

及び代表者名

沿岸漁業改善資金資金助成法第 7 条第 1 項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

第2号様式（第6条関係）

経営等改善措置に関する計画

（経営等改善資金のうち新養殖技術  
導入資金、資源管理型漁業推  
進資金及び環境対応型養殖業推  
進資金以外の資金）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台(セット)数	単価 円	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

(注) 1 記入にあたっては、次の事項に注意すること。

- (1) 資金の種類及び機器等の種類名称 操船作業省力化機器等設置資金等の種類及び「遠隔操縦装置」、「レーダー」等の機器等の種類名称を記入する。
- (2) メーカー名称及び型式名称 機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。
- (3) 施工者名称 機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。
- (4) 機器等の内容 機器等の性能・出力、制御する施設の出力又は工事内容及び範囲等を記入する。

(例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式操だ機電動  
○KW

遠隔操縦装置 推進機関 ○KW用

動力式つり機 ○漁業用 電動 ○KW

ラインホーラー }  
ネットホーラー } 巻き上げ速度 ○m/min

漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容

補機 関 ○用 ○KW (動力取出装置のみの場合にあっては、取出し出力を○KWとして記入すること。)

漁船用環境高度対応機関 ○KW

定速装置 ○○用

安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー ○製  
揚<sup>びよう</sup>錨機カバー ○製

揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、○○用

漁獲物の横移動防止装置 魚そう長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。  
荷止板 ○製 長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚  
隔壁 ○製 厚さ○cm○枚設置 (防熱○材 厚さ○cm)

魚溜<sup>た</sup>め ○製 長さ○m×幅○m×深さ○m

レーダー反射器 多板組立式有効反射面積 ○㎡ (吊下式)

無線電話 ○HZ ○W

灯火付ブイ 白色 ○W

レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積 ○㎡

- 2 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピーを添付すること。

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円



第2号様式の3 (第6条関係)

償 還 計 画 書

(単位：千円)

		年度	年度	年度	年度
沿岸漁業改善資金償還金(G)					
償還 財源	漁業部門差引損益(C)				
	経常損益(F)				
漁業部門減価償却費(H)					
差引余裕金(F+H-G)					
差引余裕金(C+H-G)					

第3号様式（第6条関係）

経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金）

1 総括表

申請者						購入設置費	①+②+③+④千円	
養殖水産動植物の種類								
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期		
				円	千円 ①	年 月 日～年 月 日		
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		cm		円	千円 ②	年 月 日		
	種苗の生産	〇〇費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	合計	生産数量
千円		千円	千円	千円	千円	千円 ③		年 月 ～年 月
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
			kg	円	千円 ④	年 月 日		
	その他							
養殖技術の内容								
経営の概況	現在							
	今後							

- (注) 1 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載すること。
- 2 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。
- 3 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（又は浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水順化養殖技術、移動式・小割式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
- 4 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

## 2 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金 千円	自 己 資 金 千円	そ の 他 千円

(注) 収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）を添付すること（申請者が認定中小企業者及び促進事業者である場合を除く）。

第3号様式の2（第6条関係）

経営等改善措置に関する計画（資源管理型漁業推進資金）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台数	単価 円	

（注）申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

（注）申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

(7) 資源管理措置に必要な機器

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工名	機器内容	購入又は設置予定時期

(i) 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
漁業種類					

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

(7) 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名	機器内容	購入又は設置予定時期

(i) 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
漁業種類					

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(7) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(i) 活魚出荷に必要な機器等

a 活魚出荷に必要な機器

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名	機器内容	購入又は設置予定時期

b 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
漁業種類					

イ 加工を行う場合

(7) 加工の内容

対象魚種		加工量(原料魚)	年間	t
加工の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(i) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し並びに収支計画書(第2号様式の2)及び償還計画書(第2号様式の3)を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

第3号様式の3（第6条関係）

経営等改善措置に関する計画（環境対応型養殖業推進資金）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台数	単価 円	

（注）申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

（注）申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

（注）申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名	機 器 等 の 内 容	購入又は設置予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名	機 器 等 の 内 容	購入又は設置予定時期

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(注) 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し並びに収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

第4号様式（第6条関係）

生活改善措置に関する計画（生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金）

1 総括表

申請者		世帯主との続柄	
家族員	構成 (うち沿岸漁業の従事者〇人)		
経営の概況			

- (注) 1 家族員の構成は「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記入すること。
- 2 経営の概況は、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総ト数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事業の種類及び種目		改善を必要とする理由			
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	施工予定			
		着工	年	月	日
		竣工	年	月	日
工事内容		資材購入費		千円	
		工事費		千円	
		合計		千円	

- (注) 1 事業の種類及び種目は、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの（例えばし尿浄化装置など）を記入すること。
- 2 住居利用方式改善資金は、改善箇所の名称（例えば居室、炊事施設など）を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎をつけること。
- 3 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

### 3 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

### 4 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の意見）

--

第4号様式の2 (第6条関係)

生活改善措置に関する計画 (婦人・高齢者活動資金)

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参 加 人 員		
		総 計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

(注) 構成員の年齢構成については、概況欄に記入すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事業実施に必要な経費			
	機 械、設 備、材料等	員 数	単 価	金 額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

(注) 活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

### 3 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

### 4 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の意見）

（注）貸付活動の態様及び内容に応じて、水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員が記入する。

第5号様式（第6条関係）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（研修教育資金）

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
研修を受ける機関名又は漁家名（国外研修にあっては、派遣機関名）			
上記の所在地（住所）（国外研修にあっては、研修を受ける国）			
研修の名称（研修コース名）	教育・試験研究機関等研修	海外研修	漁家研修
	資格取得講習	（研修コース名）	
研修期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		

2 従業者の技能改善又は資格取得計画（使用者）

	現況	過去3年の実績	将来計画			
	(年月日)		年度	年度	年度	計
従業員数						
研修機関（部門） 研修人員						
研修機関（部門） 研修人員						
研修人員計						

（注）将来計画は3年間について記載すること。

第5号様式の2（第6条関係）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（高度経営技術習得資金）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入費 千円
	種類名称	台数	単価 円	

2 導入する機器の利用計画

導入する機器の 利用計画	
-----------------	--

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金 千円	自己資金 千円	その他 千円

第6号様式（第6条関係）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金）

（漁船漁業を開始する場合）

1 総括表

申請者		購入設置費			千円		
開始する漁業の種類							
内	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得、改造の別	トン数 馬力数 t kw	金額 千円	建造、取得又は改造の時期 年 月 日～ 年 月 日		
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価 円	金額 千円	購入又は設置時期 年 月 日～ 年 月 日	
	機器等（漁具を除く。）の購入	機器等の名称	数量	単価 円	金額 千円	購入又は設置時期 年 月 日～ 年 月 日	
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価 円	金額 千円	購入時期 年 月 日	購入先
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価 円	金額 千円	購入時期 年 月 日	購入先
	その他						

2 漁業経営開始計画

- (1) 漁業経営開始の動機
- (2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴： 学校、研修、 雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画（年間）

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船 トン数	漁獲量	販売金額	左の経営内容 に達するまでの 年次計画
合計						

(注) 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 収支計画書（第2号様式の2）及び償還計画書（第2号様式の3）を添付すること。

3 経営の基本的方針（将来構想を含む。）

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

第6号様式の2（第6条関係）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金）

（養殖業を開始する場合）

1 総括表

申請者					購入設置費	千円	
養殖水産動植物の種類							
内	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得、改造の別	トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期		
			t kw	千円	年 月 日～ 年 月 日		
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
内	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

- (1) 漁業経営開始の動機
- (2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴： 学校、研修、 雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

- (3) 経営計画（年間）

養殖魚種	養殖方式	期間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
合計						

（注）各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 収支計画書(第2号様式の2)及び償還計画書(第2号様式の3)を添付すること。

3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

第6号様式の3 (第6条関係)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金)

(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者				購入設置費			千円
開始する漁業の種類							
内	漁船の改造	トン数	金 額	改 造 の 時 期			
		馬力	千円	年	月	日	～
		t			年	月	日
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金 額	購入又は設置時期	
				円	千円	年	月
内	機器等 (漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金 額	購入又は設置時期	
				円	千円	年	月
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
				円	千円	年	月
内	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
				円	千円	年	月
その他							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年 齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	経営規模及び販売金額			所 得	
	漁業種類	使用漁船 トン数	漁獲量	販売金額	
				千円	漁業所得
					千円
				漁業外所得	
	計				計

### 3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容（年間）

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額
合計					

(注) 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

第6号様式の4（第6条関係）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金）

（養殖業を開始する場合）

1 総括表

申請者				購入設置費			千円		
養殖水産動植物の種類									
内	漁船の改造	トン数	金額	改造の時期					
		馬力	千円	年	月	日～	年	月	日
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	千円	年	月	日～	年
内	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
		cm		円	千円	年	月	日	
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
			kg	円	千円	年	月	日	
その他									

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額	漁業所得	漁業外所得
					千円		千円
	計					計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容（年間）

養殖魚種	養殖方式	期間	養殖規模	生産量	販売金額
合計					

(注) 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。



第8号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、  
（            資金）の申請については、これを認定します。

年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金

第9号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

さきに申請された沿岸漁業改善資金（                      資金）の貸付けについては、下記のとおり決定します。

年    月    日

殿

沖縄県知事

印

事務再委託機関		事務委託機関		県の水産関係機関	
---------	--	--------	--	----------	--

資    金   種    類	貸付決定番号	貸   付   金   額
		千円

償   還   期   限	年                      月                      日
---------------	---

償 還 方 法	償   還   期   日			金   額	摘   要
	第1回	年	月	日	千円
第2回	年	月	日	千円	
第3回	年	月	日	千円	
第4回	年	月	日	千円	
第5回	年	月	日	千円	
第6回	年	月	日	千円	
第7回	年	月	日	千円	
第8回	年	月	日	千円	
第9回	年	月	日	千円	
第10回	年	月	日	千円	
第11回	年	月	日	千円	
第12回	年	月	日	千円	
計					

連帯保証人	ほか                      人
-------	---------------------------

担保物件
------

借用証書提出期限	年    月    日	資金交付日	年    月    日
----------	-------------	-------	-------------

（注） この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

第10号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付け第 号をもって申請のあった沿岸漁業改善資金の貸付  
けについては、別添のとおり貸付決定したので通知します。

(注) 1 この通知書は、事務再委託機関、事務委託機関及び地区担当普及機関に通知  
する場合のものである。

2 「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書」(申請者に通知するもの)の写しを添  
付すること。

第11号様式（第8条関係）

収入印紙  
はり付け欄

	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金 種 類							
借 受 者 の 氏 名 称 又 は 名 称			住 所	市 町 村			番 地
借 入 金 額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円	
		第2回	年	月	日	千円	
		第3回	年	月	日	千円	
		第4回	年	月	日	千円	
		第5回	年	月	日	千円	
		第6回	年	月	日	千円	
		第7回	年	月	日	千円	
		第8回	年	月	日	千円	
		第9回	年	月	日	千円	
		第10回	年	月	日	千円	
		第11回	年	月	日	千円	
		第12回	年	月	日	千円	
償 還 期 限							
年 月 日							

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。については、沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面沿岸漁業改善資金借用  
証書特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

住 所  
氏名又は名称及び代表者名 印

上記資金の借受けにつき、下記の者は沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面沿岸漁業改善資金借用証書特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏	名	印	住	所
			市 町 村	字 番地

氏	名	印	住	所
			市 町 村	字 番地

(注) 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる種類を記載すること。

(裏 面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

**第1条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、沖縄県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

**第2条** 乙は事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

**第3条** 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

**第4条** 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

**第5条** 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかににかかわらずこれの履行の責を負う。

(保証人の追加等)

**第6条** 乙は甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

**第7条** 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の譲渡等)

**第8条** 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、又は賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

(担保の追加等)

**第9条** 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとする。

2 甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書

沖縄県知事 殿

（ 経 由 ）

借受者住所

氏名又は名称及び代表者名

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金種類	借受金額
年 月 日	第 年度 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工年月日		年 月 日		事業完了年月日		年 月 日		事業実施場所	
事業計画				事業実績					計画と実績との相違点とその理由
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額	領収証番号	
		円	円			円	円		
計				計					

- (注) 1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したときに記入すること。  
 2 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。

- 3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収証の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善 資金	自己資金	その他
申請計画実績	円	円	円	円

(注) 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認 (この表は確認した機関が記載すること。)

貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。				
	年 月 日				
	確認した機関名 (責任者)				印

第13号様式（第10条関係）

研修終了（事業実施）報告書（国内用）

年 月 日

沖縄県知事 殿

借受者住所  
氏 名

さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	借 受 額	研修の名称	研修期間
	第 号	年 月 日	千円		

2 研修費使用状況

借 受 額	研修に要した額	残 額 (借受額－研修に要した額)	繰 上 償 還 額
千円	千円	千円	千円

3 研修終了証明

年 月 日	印
研修機関等の代表者等の氏名	

4 沖縄県水産海洋技術センター所長の証明

沿岸漁業就業の有無	今 後 の 指 導 援 助 事 項
年 月 日	沖縄県水産海洋技術センター所長 印

第13号様式の2 (第10条関係)

研修終了(事業実施)報告書(国外用)

年 月 日

沖縄県知事 殿

借受者住所  
氏 名

さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

1 借り受け状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	借 受 日 年 月 日	借 受 額	研修の名称	研 修 期 間
	第 号	年 月 日	千円		

2 研修の内容及び成果

研 修 の 内 容	
研 修 の 成 果	

3 研修費使用状況

借 受 額	研修に要した額	残 額 (借受額-研修に要した額)	繰上償還額
千円	千円	千円	千円

4 研修終了証明

年 月 日 研修機関等の代表者の署名
-----------------------

5 沖縄県水産海洋技術センター所長の証明

沿岸漁業就業の有無	今 後 の 指 導 援 助 事 項
年 月 日	沖縄県水産海洋技術センター所長 印

第14号様式（第11条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

--

第15号様式（第14条関係）

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年 月 日	千円		
	第2回	年 月 日	千円		
	第3回	年 月 日	千円		
	第4回	年 月 日	千円		
	第5回	年 月 日	千円		
	第6回	年 月 日	千円		
	第7回	年 月 日	千円		
	第8回	年 月 日	千円		
	第9回	年 月 日	千円		
	第10回	年 月 日	千円		
	第11回	年 月 日	千円		
	第12回	年 月 日	千円		
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年 月 日	千円		
	第2回	年 月 日	千円		
	第3回	年 月 日	千円		
	第4回	年 月 日	千円		
	第5回	年 月 日	千円		
	第6回	年 月 日	千円		
	第7回	年 月 日	千円		
	第8回	年 月 日	千円		
	第9回	年 月 日	千円		
	第10回	年 月 日	千円		
	第11回	年 月 日	千円		
	第12回	年 月 日	千円		

変 更 理 由	
---------	--

- (注) 1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
- 2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。
- 3 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる種類を記載すること。

第16号様式（第15条関係）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号  
 年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

申請者住所

氏名又は名称  
 及び代表者名 殿

沖縄県知事

印

記

資 金 の 種 類			
借 受 者 の 氏 称 又 は 名			
借 受 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円

変更後の償還方法	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

(注) 1 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる種類を記入すること。

2 この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

第17号様式（第15条関係）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金については、別添のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

(注) 1 この通知書は、事務再委託機関、事務委託機関及び地区担当普及機関に通知する場合のものである。

2 「沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書」（申請者に通知するもの）の写しを添付すること。